

令和8年度

08-G206-Y1

自家用電気工作物保安管理業務委託

特記仕様書

北秋田地域振興局建設部

第1条 目的

本業務は、国道105号(北秋田市七日市字館ヶ下)に設置されている自家用電気工作物（七日市ロードヒーティング）及び国道285号(大館市比内町八木橋字板戸)に設置されている自家用電気工作物（板戸ロードヒーティング）について、定期的な点検、測定及び試験を行い、電気事故発生の防止を図るとともに、事故発生時等の対応を目的とする。

第2条 業務場所

- 1) 国道105号 七日市ロードヒーティング 秋田県北秋田市七日市字館ヶ下 地内
- 2) 国道285号 板戸ロードヒーティング 秋田県大館市比内町八木橋字板戸 地内

第3条 業務期間

令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月31日

第4条 業務(保安管理)内容

- (1) 対象とする自家用電気工作物の維持および運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検および測定・試験(その細目は受託者が別に定める「点検指針」による)を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 定期的に行う点検頻度、点検項目は次のとおりとする。
 - ・月次点検: 需要設備1か月1回
 - ・年次点検: 1年1回
 - ・臨時点検: 必要の都度
 - ・点検項目

設 備	点 検 項 目	定 期 点 検		臨 時 点 検
		月次点検	年次点検	必要の都度
		1回/1か月	1回/1年	
引 込 設 備	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	継電器の動作試験		○	
	継電器の動作特性試験			○
	開閉器と継電器の連動試験		○	
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
受 電 設 備	断路器	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	継電器の動作試験		○	
	継電器の動作特性試験			○
遮断器、負荷開閉器	遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○	

設備	点検項目	定期点検		臨時点検	
		月次点検	年次点検	必要の都度	
		1回/1か月	1回/1年		
受電設備	変圧器	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
		絶縁油の酸価度試験	/	/	○
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験	/	/	○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
	避雷器	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
	母線等	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
受配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○	/
		電圧、電流の測定	○	/	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
		計器校正試験	/	/	○
		シーケンス試験	/	/	/
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○	/
許容誤差試験		/	○	/	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	/
		接地抵抗測定	/	○	/
		漏えい電流測定	○	/	/
構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	/
配電設備	電線路	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
負荷設備	機器	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
	配線、制御配線	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
	開閉器	外観点検	○	○	/
		絶縁抵抗測定	/	○	/
遮断器	外観点検	○	○	/	
	絶縁抵抗測定	/	○	/	

第5条 自家用電気工作物の概要

1) 国道105号 七日市ロードヒーティング

需要設備

受電電圧: 6, 600V

設備容量: 1, 500kVA

最大電力: 700kW

2) 国道285号 板戸ロードヒーティング

需要設備

受電電圧: 6, 600V

設備容量: 600kVA

最大電力: 541kW

第6条 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

第7条 その他

設計図書及び特記仕様書に無い事項については、協議により決定する。